

## 行政説明

消費者庁消費者教育推進課課長補佐  
鮫島 篠江

消費者庁の消費者教育推進課の鮫島でございます。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。皆様のお手元にはレジュメが配られていることと思いますので、こちらに沿ってお話をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。先ほど文部科学省様からご説明もありましたように、成年年齢引下げ後の消費者教育の取組みとして、「一消費者教育の実践・定着プラン」を策定し、関係省庁と連携し、引き続き若年者への消費者被害防止のための普及啓発の推進をしております。

2 ページをご覧ください。消費者庁では消費者教育の目指す方向性として一つ目は、騙されない被害に遭わない消費者を育成していくこと、二つ目は消費生活に関する基本的な知識や批判的思考力を身につけ自ら考え行動する消費者の育成に力を注いでおります。

3 ページには最近の若者に多い消費者トラブルの状況を紹介しております。

4 ページには18歳、19歳に気をつけてほしい消費者トラブルを挙げております。キーワードは、「お金」と「美容」です。これに関するトラブルが多くなっています。SNSをきっかけとした投資詐欺や女性だけでなく、男性の脱毛エステの消費者トラブルも増えております。詳細は、後ほどレジュメをご確認ください。

5 ページから7 ページにかけて今年度実施しております「社会への扉」を活用した消費生活相談員等を派遣した学生向けの出前講座や、元アナウンサーの菊間弁護士を登用した YouTube を配信しております。学校の授業、PTA 等でご活用ください。また、平成 29 年に作成しました「社会への扉」は、今年度高等学校における新学習指導要領の実施と民法改正における成年年齢引下げ、特定商取引法及び消費者契約法等の改正に伴い改訂しております。消費者庁のホームページからダウンロードすることができますので、ご活用いただけたらと思います。

8 ページには若者の利用率の高い Twitter や LINE を活用し、消費者トラブル関連の情報発信等を行ない、速やかで正確な情報の普及を目指しています。また、消費者庁のウェブサイトでは消費者教育ポータルサイトを設け、消費者教育に関するさまざまな教材や取組事例等を情報提供しております。自治体や消費者団体様が掲載している教材も見ることができますので、ご活用ください。

ページを飛び、最後のページになりますが、こちらは消費者ホットライン 188 です。消費生活をしていれば消費者トラブルに遭うこともあるかもしれません。被害金額が、小さいからといって泣き寝入りをしていると、悪質な事業者の実態はわからず、迅速な注意喚起も提供できなくなり、被害は拡大してしまいます。これって騙されたのかな、と思ったときも 188 に情報を確認す



ることで、被害に遭わずに済むこともございます。自分だけの問題に終わらず、188に相談していただくことも重要です。188は全国共通電話番号になっており、最寄りの地方自治体の消費生活相談窓口につながります。困った時に寄り添ってもらえる窓口の存在は重要です。まずは先生方に知っていただきたいです。そして、生徒や保護者にも周知いただきますようよろしくお願いいたします。

飛ばしましたページについては、社会に良い影響をもたらすという観点で、エシカル消費、食品ロス削減といった普及啓発活動にも力を入れておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。駆け足で説明してしまいましたが、今後とも消費者行政にもご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。ありがとうございました。